

21日獣発第37号  
平成21年4月28日

地方獣医師会会长 各位

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根義久  
(公印及び契印の押印は省略)

**指定動物(サル)の輸入に関し輸出国政府機関が指定する施設の変更(感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の規定に基づき、農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件)について**

今般、平成21年4月17日付け21消安第270号をもって、農林水産省消費・安全局長から、別添写しのとおり通知がありました。

このたびの通知は、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の規定に基づき、同条表の輸入可能地域のうち第2号に掲げる地域の項の下欄1号及び2号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件（農林水産省告示第527号）が公布され、指定施設が変更されたので、その旨の承知とともに、今後とも、動物検疫について特段の協力を求めたものです。

注）本通知は、日本獣医師会ホームページに掲載したことを申し添えます。

## 【参考】

### 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（抜粋）

(輸出国における検査)

#### 第四条

法第五十五条第一項の規定による輸出国の政府機関が発行する証明書に記載すべき事項のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第八条で定める感染症（以下「指定感染症」という。以下同じ。）にかかっていない旨又はかかっている疑いがない旨の確認は、次の表の上欄に掲げる指定動物のうち、同表の相当中欄に掲げる地域から輸入されるものについて、それぞれ相当中欄に掲げる方法により行われたものでなければならない。

指定動物	地域	事項
サル	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（平成十一年／厚生省／農林水産省／令第二号）第一条の表の下欄の第一号及び第二号に掲げる地域（以下「輸入可能地域」という。）のうち第一号に掲げる地域	<p>一 当該地域において生産され、指定感染症の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして輸出国の政府機関が指定する施設において三十日以上の係留による検査を受けたこと。</p> <p>二 輸入可能地域から当該地域に輸入され、指定感染症の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして輸出国の政府機関が指定する施設において三十日以上の係留による検査を受けたこと。</p>
	輸入可能地域のうち第二号に掲げる地域	<p>一 当該地域において生産され、指定感染症の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして農林水産大臣が指定する施設において三十日以上の係留による検査を受けたこと。</p> <p>二 輸入可能地域から当該地域に輸入され、指定感染症の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして農林水産大臣が指定する施設において三十日以上の係留による検査を受けたこと。</p>



21 消安第270号

平成21年4月17日

写

(社) 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第2号に掲げる地域の項の下欄第1号及び第2号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件について

今般、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成11年農林水産省令第83号）第4条の規定に基づき、平成21年4月17日農林水産省告示第527号（感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第4条の規定に基づき、同条の表の輸入可能地域のうち第2号に掲げる地域の項の下欄第1号及び第2号の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件）が別紙のとおり公布されましたのでお知らせします。

このことについて、御了知の上、今後とも動物検疫に特段の御協力を願いいたします。



住所 岐阜市茜部新所1丁目263番地  
金日順 昭和51年10月12日生  
金日善 昭和54年6月7日生  
金日南 昭和57年12月6日生  
住所 東京都清瀬市中清戸2丁目799番地4  
貢和雄 昭和17年9月4日生  
住所 東京都小金井市緑町5丁目12番9号  
李広安 昭和52年4月13日生  
住所 東京都中央区日本橋兜町9番11-1004号  
金明花 昭和55年2月19日生  
住所埼玉県川口市戸塚4丁目10番28-411号  
李元美 昭和30年1月1日生  
住所 東京都杉並区高円寺南4丁目16番8号  
姜仲彦 昭和53年4月4日生  
住所 三重県三重郡川越町大字豊田1014番地1  
黄智江 昭和53年5月5日生  
住所 広島県廿日市市阿品3丁目7番21号  
金秉泰 昭和40年1月7日生  
住所 香川県高松市木太町2447番地  
柳和徳 昭和27年7月1日生  
住所 京都市南区西九条園ヶ町39番地  
柳佳江 昭和53年12月1日生  
住所 山口県宇部市大字際波351番地10  
柳和宏 昭和57年2月9日生  
住所 富山県高岡市西蘿蔔藏1577番地18  
姜迎玉 昭和37年7月23日生  
住所 京都府亀岡市南つつじヶ丘大菜台1丁目25番11号  
姜由里 昭和63年8月16日生  
住所 京都市西京区下津林番地98番地  
李采一 昭和28年12月29日生  
趙順禮 昭和35年1月2日生  
李彩惠 昭和62年11月18日生  
李郁蕙 平成元年4月2日生  
住所 京都市山科区西野山桜ノ馬場町207番地11  
辛文江 昭和30年6月15日生  
住所 京都府城陽市中河原35番地1  
金徳太郎 昭和19年11月27日生  
住所 京都市右京区太秦安井春日町16番地5  
安榮玉 昭和14年10月7日生  
住所 京都市左京区下鴨西本町48番地1  
白奉順 昭和9年6月10日生  
榎洋子 昭和35年6月13日生  
榎允瑛 昭和33年10月20日生  
金政英 昭和41年5月19日生  
榎栄紀子 平成10年1月6日生

住所 京都市左京区八瀬野瀬町267番地  
李淳 昭和35年12月12日生  
住所 京都市伏見区竹田七瀬川町48番地  
姜斗尚 昭和11年1月14日生  
住所 京都市伏見区淀原町240番地1  
金末英 昭和33年5月11日生  
住所 京都市伏見区淀木津町251番地  
金愛 昭和60年7月30日生  
住所 京都市中京区西洞院通鎌小路下る姫跡山町464番地1  
金千恵子 昭和40年7月25日生  
住所 京都市右京区常盤西町13番地37  
金健一 昭和46年5月25日生  
住所 京都市北区小山西花池町5番地17  
曾玉子 昭和16年11月29日生  
金範代 昭和39年12月11日生  
住所 京都市伏見区深草鈴塚町6番地1  
金点花 昭和23年4月13日生  
崔直子 昭和54年11月9日生  
住所 青森市本町5丁目6番2-509号  
許東根 昭和22年4月29日生  
住所 神奈川県藤沢市南藤沢8番5-1204号  
崔榮子 昭和26年3月25日生  
許英淑 昭和48年11月20日生  
許明淑 昭和51年2月18日生  
住所 東京都足立区神明2丁目10番8号  
高利枝 昭和48年9月12日生  
住所 滋賀県野洲市野洲1287番地4  
呂成美 昭和47年9月21日生  
住所 北九州市若松区造子丸2丁目12番2-12号  
全英枝子 昭和32年5月15日生  
鄭祐介 平成7年6月12日生  
住所 北九州市八幡西区陣山1丁目1番12-1102号  
鄭一樹 昭和59年2月27日生  
住所 奈良市青野町13番地  
宋正根 昭和59年10月10日生  
住所 奈良県天理市三島町375番地  
李真基 昭和28年3月7日生  
趙英佐子 昭和34年1月10日生  
李孝憲 昭和56年7月16日生  
李文惠 昭和58年6月21日生  
李幸惠 昭和59年10月13日生

住所 奈良県五條市岡町464番地  
崔悠子 昭和50年9月10日生  
住所 大阪市港区波除4丁目1番2-303号  
金直樹 昭和39年10月16日生  
住所 大阪市生野区巽北3丁目16番15-305号  
趙裕至 昭和60年12月7日生  
住所 兵庫県西宮市高須町1丁目1番17-909号  
康達也 昭和61年7月28日生  
○森林水産省告示第1106号  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に  
関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)別表第一の第五項の第三欄第一号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき  
厚生労働大臣が指定する地域(平成十一年厚生労  
働省告示第三百四十号)の一部を次のように改正する。  
平成11年4月17日  
厚生労働大臣 外務 要一  
「スリランカ」を「スリランカ 台湾」に、「ア  
メリカ合衆国」を「アメリカ合衆国(ニコヨー  
ク州を除く)」に、「フィンランド フランス」を  
「フィンランド」に、「ペラルーシ」を「ペラル  
シ ベルギー」に改める。  
○森林水産省告示第505号  
感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に關する規則(平成十一年森林水産省令第八十  
二号)第四条の規定に基づき、平成十七年九月十二日森林水産省告示第300号(感染症の病  
原体を媒介するおそれのある動物の輸入に關する規則第四条の規定に基づき、同条の表の輸入可否地  
域のうち第一号に掲げる地域の表の下欄第一号及び第二号の厚生労働大臣が指定する施設を定める  
件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。  
平成11年4月17日  
厚生労働大臣 石破茂

廣西壯族民族生物技術有限公司の施設	中華人民共和国 广西省南宁市人民東路王大福
廣西桂東金葉類園業有限公司の施設	中華人民共和国 广西壯族自治区广西梧州市苍梧縣

致広西深辰科技有限公司の施設の項を削り、同表広西壮族自治区民族生物技术研究中心の施設の項中「广  
东省森盛生物技术研究中心的施設」を「广东省森盛生物技术有限公司的施設」に改め、同表  
哈尔滨动物保种技术(北京)有限公司の施設の項を削り、同表中国基因助物基因组研究中心的施設の項  
を次のように改める。

海南金迪生物技术有限公司的施設	中華人民共和国 海南省海口市瓏山区府城鎮那大村
-----------------	-------------------------

致海南金迪生物技术有限公司的施設の項を削る。

○中央労働委員会告示第一号  
特定独立行政法人等の労働關係に関する法律  
(昭和11年法律第130号)第四条第一  
項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告  
示第一号の一部を次のように改正する。  
平成11年4月17日  
中央労働委員会会長 菅野 和夫  
第一号の表の独立行政法人森林水産消費安全技  
術センターの項の森林水産消費安全技術センター  
地域センターの項中「業務専門官(業務担当の者  
に限る)」を削り、同表の独立行政法人製品評定  
技術基盤機構の項の製品評価技術基盤機構の項中  
「課長 指導企画室長 人事企画室長 認定専務  
所長 参事官(人事、労務、文書又は経理担当の  
者に限る)」を「参事官(人事、労務、文書、経  
理又は企画担当の者に限る)」課長 認定専務所  
長」に、「人事企画室」を「人事企画課」に改  
め、同表の独立行政法人駐留軍等労務管理機  
構の項の駐留軍等労務管理機構部の項  
中「管理課長(那頃支部及びコサ支部に置くもの  
を除く)」を「管理課長(沖縄支部に置くものを  
除く)」に改める。

○ 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第四条の規定に基づき、農林水産大臣が指定する施設を定める件

新旧対照表

(傍線部が改正部分)

		改 正 案		現 行	
		施 設	所 在 地	施 設	所 在 地
雲南靈長類実験動物有限公司の 施設	廣西桂東靈長類開発実験有限公 司の施設	中華人民共和国 雲南省昆明市 人民東路王大橋	中華人民共和国 广西壮族自治 区広西梧州市蒼梧県二頂	(新設)	(新設)
廣西新豐源生物科技有限公司の 施設	廣西新豐源生物科技有限公司の (略)	中華人民共和国 广西壮族自治 区南寧市邕武路	中華人民共和国 广西壮族自治 区南寧市邕武路	(新設)	(新設)
廣東省肇慶創葉生物科技有限公 司の施設	(削る。)	廣西綠辰科技有限公司の施設 (略)	中華人民共和国 广西壮族自治 区南寧市七星路	(略)	(略)
廣東省肇慶創葉生物科技有限公 司の施設	(削る。)	廣東省肇慶創葉生物科技研究中 心の施設	中華人民共和国 广東省高要市 回龍鎮同攸崗村	(略)	(略)
協尔動物保健科技(北京)有限 公司の施設	(削る。)	中華人民共和国 北京市豊台区 長辛店			

(略)	(略)	(略)
海南金港実験動物科技有限公司 の施設	中華人民共和国 海南省海口市 瓊山区府城鎮那央村	(削る。)
(略)	(削る。)	中国実験動物雲南靈長類中心の 施設
(略)	華南靈長類研究開発中心の施設	中華人民共和国 雲南省昆明市 人民東路王大橋
(略)	九佛鎮穗北工業区科苑路八十号	中華人民共和国 广東省广州市